

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同項ただし書中「、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、委員会規則の定めるところにより、週休日を設定することができ」を削り、同条第三項中「（委員会規則）を」（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。））に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第五条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。
この場合において、前項中「週休日」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第七条第四項及び第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「（第十五条の三第一項において「配偶者

等」という。」を加える。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十五条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十五条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加え、「「週休日」を「これらの日を「週休日等」に改める。

第十四条第四項及び第十六条の二第一項中「週休日」を「週休日等」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用

する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附則第二十六項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

4 職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

5 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。